

平成 18(2006)年 11 月 29 日  
独立行政法人 都市再生機構

## 機構の分譲住宅の不適切な事案に係る措置について

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当  
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

## 機構の分譲住宅の不適切な事案に係る措置について

- 1 UR都市機構におきましては、機構の分譲住宅に係る不適切な事案について調査を行ったところですが、再作成した構造計算書に工学上の判断として不適切なもの及び誤りがあったこと等を厳しく受け止め、本日付で次のとおり関係者の処分を行いました。

・ 理事長 小野邦久	文書嚴重注意（大臣） 給与辞退 10%、2月
・ 技術管理・調査研究担当理事 村山邦彦	文書嚴重注意 給与辞退 10%、2月
・ 東日本支社長	文書嚴重注意
・ 本社技術・コスト管理室長	文書嚴重注意

以上のほか、再計算書及び再々計算書作成当時の本社技術監理部長、現地事務所長、同副所長の3名については訓告処分、東京支社設計部長及び東京支社設計部構造設計課長（2名）の3名については文書嚴重注意処分としました。

なお、昭和63年の当初設計当時、管理監督の責任ある立場にあった役職員については、既に退職しておりますが、今回の事態を重く受け止めることを促すため、理事長から文書で周知徹底措置を図ります。再計算以降の時点で、管理監督の責任ある立場にあった役職員で既に退職している者についても、同様とします。

- 2 居住者の皆様に瑕疵物件を販売した上、二度にわたり提出した再計算で結果的に不適切な見解をお伝えしていたことにつきまして、誠に申し訳ないことと考えております。また、本件により機構の住宅に対する信頼を裏切ることとなり、誠に遺憾なことと考えております。

お住まいの皆様のプライバシーや個人財産の保護の観点から、団地名は伏せさせていただきます。ご了承ください。